

仕事と家庭の両立に関する助成金が変わりました

今回の改正は、平成 23 年 4 月 1 日付けと 9 月 1 日付けで施行されました。

① 平成 23 年 4 月 1 日施行

(1) 両立支援レベルアップ助成金

① 子育て期の短時間勤務支援コース

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に対し、助成されます。

■労働者数 100 人以下の事業主に対する支給額

1 人目	70 万円【改正前 100 万円】
2 人目から 5 人目まで	50 万円【改正前 80 万円】

② 代替要員確保コース、休業中能力アップコース、育児・介護費用等補助コース

次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、一般事業主行動計画の策定義務範囲が「301 人以上」から「101 人以上」に変更されました。

(2) 中小企業子育て支援助成金

育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主（労働者数 100 人以下）に対し助成されます。

平成 23 年 9 月 30 日までに育児休業を終了した育児休業者までを対象とし、以降は廃止されます。



② 平成 23 年 9 月 1 日施行

両立支援に関する助成金制度が次の通り再編されました。いずれの助成金も神奈川労働局雇用均等室で申請受付・支給を行います。

(1) 両立支援助成金

① 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

事業所内保育施設設置・運営等助成金の内容を引き継ぎます。

② 子育て期短時間勤務支援助成金

両立支援レベルアップ助成金の子育て期の短時間勤務支援コースの内容を引き継ぎます。

(2) 中小企業両立支援助成金

① 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等復帰させた事業主に対し助成します。改正内容は以下の通りです。

a 支給対象事業主を労働者数 300 人以下の事業主に限定。

b 一般事業主行動計画の策定・届出等を事業主の規模に関わらず要件に追加。

c 「事業所ごとの申請」から「事業主（企業）単位での申請」に変更。

d 支給額が育児休業取得者 1 人当たり 15 万円に変更（最初の支給に係る支給対象労働者が生じてから 5 年間、1 年度当たり 10 人まで）。

② 休業中能力アップコース

育児休業または介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるよう、能力の開発及び向上を図るため、プログラムを実施した事業主・事業主団体に対し助成されます。

改正内容は、(2)①の a, b, c に加え、支給額は支給対象者 1 人当たり 21 万円までとなります（育児休業又は介護休業別に、最初の支給に係る支給対象労働者が生じてから 5 年間、1 年度当たり 20 人まで）。

③ 中小企業子育て支援助成金

これまでの中小企業子育て支援助成金の内容を引き継ぎます。

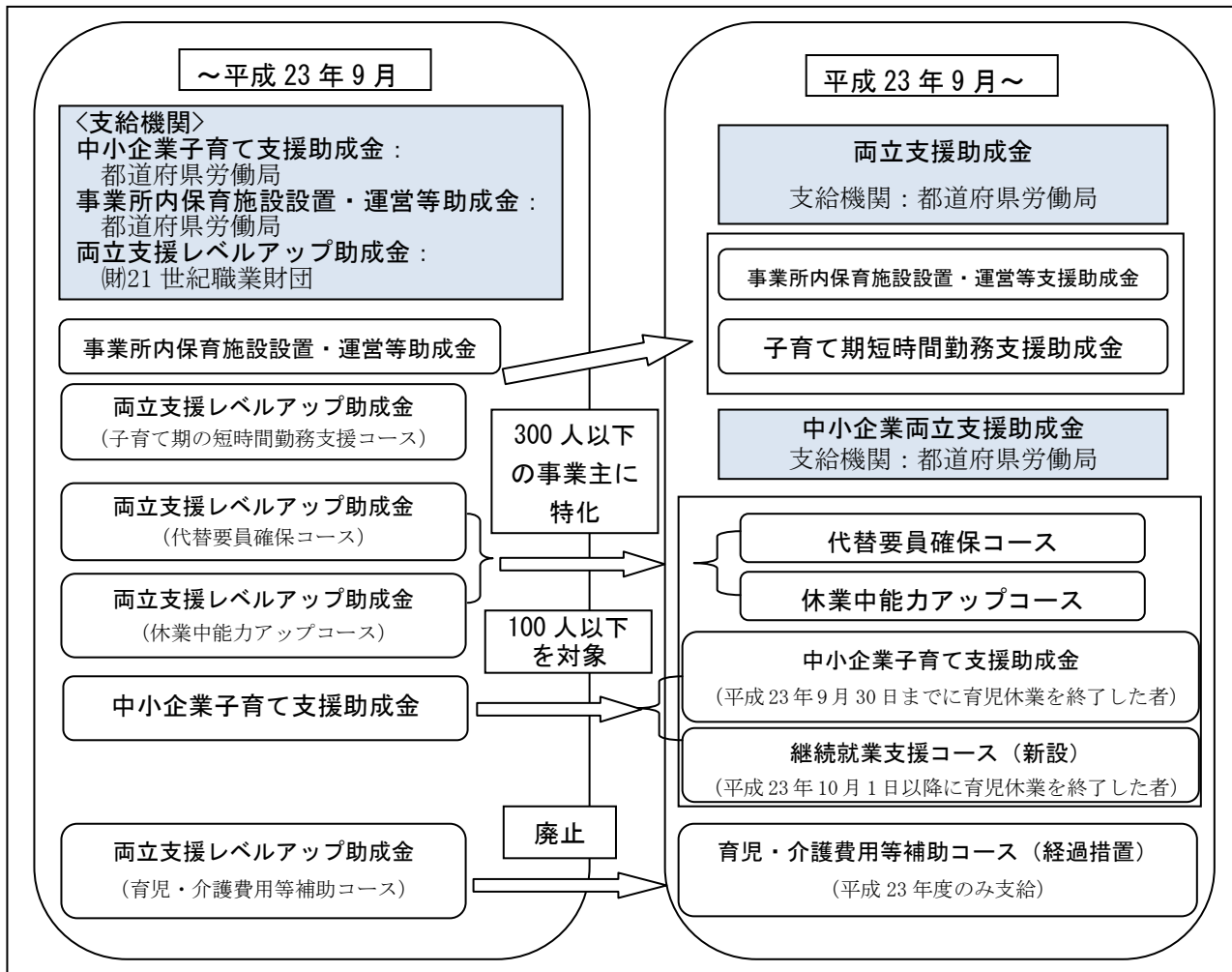
④ 継続就業支援コース（新設）

平成 23 年 10 月 1 日以降に育児休業が終了した者が初めて出たなど一定の要件を満たした中小企業事業主（労働者数 100 人以下）に助成します（育児休業者 1 人目 40 万円、2～5 人目 15 万円）。

⑤ 育児・介護費用等補助コース（廃止）



■ 両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金の新設について

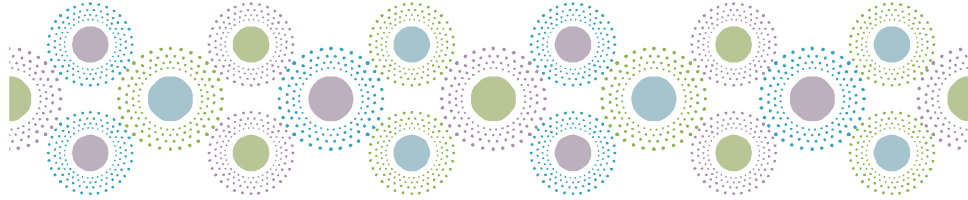


詳細は… 神奈川県労働局雇用均等室：TEL 045 - 211 - 7380

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

雇用促進税制についてのお知らせ

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されました。是非ご活用ください！



1. 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が創設されました。従業員の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。
2. 次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」(※)を取得した事業主に対する税制優遇制度が創設されました。新築・増改築をした建物等につき、認定を受けた事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却をすることができます。

(※) 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん、右図）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

3. 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度が拡充されました。
これまでは以下の(1)(2)のいずれかの要件を満たす事業主が割増償却制度を利用できましたが、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、(3)の要件を満たす事業主についても利用できるようになりました。

- (1) 従業員に占める障害者の割合が50%以上 (※1)
- (2) 雇用している障害者数が20人以上 (※1) であり、かつ、従業員に占める障害者の割合が25%以上 (※1)
- (3) 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上 (※2) であり、かつ、雇用障害者に占める重度障害者 (※3) の割合が50%以上 (※2)

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人とカウント（ダブルカウント）。重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいいます。

詳細は…厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

(事業主の皆さまへ) 募集・採用に当たって3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を！！

「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

新卒者の就職環境は、大変厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、以下の点が追加されました。

【主な改正点】

改正その1 新卒者の採用枠に、学校等を卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすることが追加されました。

改正その2 若者がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発・向上を図る場合に、安定した職業に就く機会を提供することが追加されました。

改正その3 若者が職業能力の開発・向上についての目標を定めるために、本人の希望に応じて必要な情報提供や相談機会の確保などを行うこと、またその際に、職業能力評価基準等を活用することが追加されました。

職業能力評価基準の詳細情報はこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html>

◇既卒者を採用する企業を支援する奨励金が創設されました◇

- ▶3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金→大学等を卒業後3年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから6カ月経過後に100万円支給します。
- ▶3年以内既卒者トライアル雇用奨励金→中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。
 - ・有期雇用期間（原則3カ月）：対象者1人につき月10万円
 - ・有期雇用終了後の正規雇用から3カ月経過後に50万円

※あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。ご利用に当たっては、事前にハローワークへご相談ください。

詳細は…厚生労働省 HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha.html>

ハローワーク藤沢：Tel0466 - 23 - 8609

厚生労働省委託事業

湘南・横浜若者サポートステーション

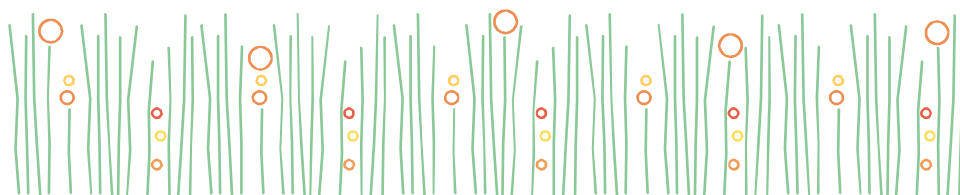
働く事に不安を抱えている若者ひとりひとりに寄り添いながらサポートしていきます。

セミナーや相談等を通じて仲間との会話によって自信をつけたり、具体的な働くための知識を学んだりすることができます。職場体験やインターンシップなども実施します。

〒248-0055 鎌倉市小袋谷 1-6-1 2F Tel0467-42-0203 Fax0467-42-0204

<http://k2-inter.com/shonan/> 対象者：15歳以上40歳未満の方と、その家族の方。利用料：無料

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金） 申請をお考えの事業主の方へ



労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、**離職を余儀なくされる労働者**に対し、事業主が**再就職支援**を行った場合に支給する助成金です。

①求職活動などのための休暇を付与した場合

→1人1日当たり一定額を支給（求職活動等支援給付金）

②民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた場合

→委託に要した費用の一部を助成（再就職支援給付金）

平成 23 年 4 月 1 日より助成金額が見直されました。

■ 大企業への助成金について

◇求職活動等支援給付金→対象者1人当たり日額7,000円から4,000円に変更

◇再就職支援給付金→廃止

ただし、平成23年3月31日までに離職した労働者については、これまで通り、求職活動等支援給付金は日額7,000円支給します。また、再就職支援給付金の支給対象にもなります。

■ 中小企業への助成金について

◇求職活動等支援給付金→これまで通り、対象者1人当たり日額7,000円

◇再就職支援給付金→上限額を、対象者1人当たり30万円から40万円に引き上げ

ただし、平成23年3月31日までに離職した労働者については、これまで通り、再就職支援給付金の上限額は30万円となります。

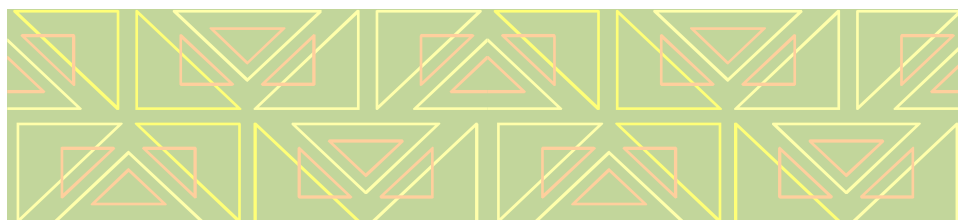
ご利用にあたっては、支給要件が定められていますので、神奈川労働局職業安定課（TEL045-650-2800）又はハローワーク藤沢（TEL 0466-23-8609）へお問い合わせください。

詳細は…厚生労働省 HP:

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a02-2.html>



定年の引上げや定年の定めのある廃止等を実施した事業主の方等への助成金 定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金）



65歳以上への定年引上げ、定年の定めのある廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又はこれらの措置とあわせて高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む中小企業事業主に対して助成します。

（助成内容）

○事業主が実施した措置及び企業規模（実施日において当該事業主に雇用されている常用被保険者（※）の数）に応じて支給します。また、あわせて高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主に、企業規模によらず一律20万円を加算します。

（※）常用被保険者とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいう。

（受給手続き）

○支給を受けるには、中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書に必要資料を添付し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 神奈川高齢・障害者雇用支援センター（TEL045-640-3046）に提出してください。

なお、申請期間は制度を導入した日から起算して6か月を経過した日から、1年以内となります。

詳細は…独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 HP

http://www.jeed.or.jp/jeed/location/bunshitsu/14_kanagawa.html

平成23年度全国労働衛生週間

平成23年度スローガン

「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」

（近年、過重労働による健康被害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。これを踏まえ、労働者自身のほか、管理監督者、産業保健スタッフが労働者の心の不調に早期に気づき、適切な対応を行うとともに、職場環境の改善につなげるにより、労働者の心の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的に昭和25年から実施しており、今年で62回目です。

毎年10月1日から7日までを本週間とし、それぞれの職場でさまざまな取り組みを展開することとしています。

厚生労働省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jiz1.html>

街頭労働相談会

職場でお困りのことありませんか？解雇、賃金不払い、セクハラ、年金などの相談に無料で応じます。労働関係資料も配布します。

日時：平成23年10月27日（木）午後1時～8時 10月28日（金）午後1時～7時

場所：大船ルミネウイング3階正面入口横

相談員：社会保険労務士・県職員

主催：神奈川県かながわ労働センター

共催：鎌倉市・神奈川県社会保険労務士会藤沢支部

問合せ先：市民活動課勤労者福祉担当 TEL0467-47-1771



各種相談

レイ・ウェル鎌倉では、次の相談を行っています。お気軽にご利用ください。

1 メールによる労働相談

社会保険労務士が回答いたします。市のホームページ

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html>) よりご相談ください。

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は一回の往復に限らせていただきます。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

2 労働相談

社会保険労務士が相談を受けます。

日時：毎月第1・3日曜日 午後1時30分～4時

3 労働法律相談

弁護士がアドバイスします。

日時：毎月第2・4金曜日 午後1時30分～4時

4 メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいる方、その同僚や家族の方。産業カウンセラーが相談を受けます。

日時：毎月第2土曜日 午後1時～4時

5 就職支援相談

キャリアカウンセラーによる個別相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子さんの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。

日時：平成23年10月26日（水）、11月23日（水）、12月28日（水）

平成24年1月25日（水）、2月22日（水）、3月28日（水）

午前10時～正午と午後1時～4時（一人50分）*毎月1日から予約受付開始です。

◇2～5は電話予約のうえ、お越しく下さい。

予約・申込み：(社)鎌倉市勤労者福祉サービスセンター（レイ・ウェル鎌倉内） TEL0467-47-1771

◇いずれも相談無料・秘密厳守です。





就職応援塾

神奈川県・鎌倉市共催の半日講座です。対象は30歳代までの人。予約制、各先着25人。

日時：10月24日（月）応募書類作成講座：午前9時30分～午後0時30分

模擬面接講座：午後1時30分～4時30分

会場：レイ・ウェル鎌倉 第1会議室

定員：各講座25人

費用：無料

申込：「就職応援塾」事務局 ☎0120-373-004 FAX 0120-114-507

10/7（金）から受付開始 【受付時間】午前10時～午後5時（平日）

○FAXでお申込みの場合は、氏名、年齢、電話番号、セミナー名と開催日を明記してください。

○かながわ若者就職支援センターの利用者は必ずビジターカードの番号をお書き添えてください。



「労働動態調査」にご協力をお願いします

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した800事業所を対象に11月中旬に調査票を発送し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年の調査結果は、『鎌倉市の労働事情 平成22年度』として、支所等に配置しました。また、市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/roudouji.jou.html> にも掲載しています。

〈お問い合わせ〉 勤労者福祉担当（レイ・ウェル鎌倉内）TEL 0467-47-1771

第33回「技能祭」が開催されます！

鎌倉市技能職団体連絡協議会（通称：技連協）の参加組合による展示・実演・即売・相談会や各組合提供の豪華賞品も当たる「富くじ風抽選会」も行います。見て・買って・体験できる！子どもから大人まで楽しめるイベントです。鎌倉の職人さん達とのふれあいを楽しんでみませんか？

こんなコーナーを予定しています！

- ・大工体験教室 ・リサイクル自転車、自転車部品の販売 ・光るドロダンゴ ・木工作品
- ・ミニ墓石 ・自動車カットモデル ・各種相談 その他楽しいコーナーがたくさん！！

日時：平成23年10月16日（日）小雨決行・予備日23日（日）

場所：鎌倉市立西鎌倉小学校 校庭（最寄駅：江ノ電バス 大船駅2番のりば 津村行または江ノ島行「西ヶ谷バス停」・湘南モノレール「西鎌倉駅」）

※駐車場はありません。公共交通機関等をご利用のうえご来場ください。

抽選券配付開始時間：午前10時・午後0時30分 各回先着200人

〈お問い合わせ〉 勤労者福祉担当（レイ・ウェル鎌倉内）TEL 0467-47-1771

